

「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」第2編第2章第3節
 開発事業の計画の同意等 条例第18条第2項第6号(遊水池等) 新旧対照

(傍線部分は改定部分)

改 定 後	現 行
<p>【解説】 略</p> <p>【基準】</p> <p>1～5 略</p> <p>6 遊水池等の設置基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 遊水池及び雨水貯留施設の構造基準</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること。</u></p> <p>ク 略</p> <p>(7) 遊水池及び雨水貯留施設の付属施設の基準</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 地下式の遊水池の場合は、次の付属施設を設置すること。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) やむを得ず地下空間内へ配管する場合は、<u>余裕高の範囲内について認めるものとし、ステンレス鋼管等によるサヤ管方式を原則とする。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(8) 雨水浸透ます、雨水浸透管の配置計画にあたって配慮すべき事項</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>雨水浸透効果が期待できない区域については設置しないこととする。</u></p> <p>エ <u>車道等の沈下の影響が大きい区域については設置しないこととする。</u></p> <p>オ <u>アからエまでの区域以外で、法面の安定性が損なわれる区域については設置しないこととする。ただし、安定対策を行い、十分に安定であることが確認された場合には設置対象区域に含めることができる。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(9) 略</p> <p>【その他】</p> <p>1～2 略</p> <p>【施行期日】</p> <p>1 <u>この基準は、平成25年7月1日から適用する。</u></p>	<p>【解説】 略</p> <p>【基準】</p> <p>1～5 略</p> <p>6 遊水池等の設置基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 遊水池及び雨水貯留施設の構造基準</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>余水吐きには足掛金物を内・外側に設置する。</u></p> <p>ク 略</p> <p>(7) 遊水池及び雨水貯留施設の付属施設の基準</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 地下式の遊水池の場合は、次の付属施設を設置すること。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) やむを得ず地下空間内へ配管する場合は、<u>余裕高の範囲内について認めるものとし、ステンレス鋼管又は鋳鉄管によるサヤ管方式とする。</u></p> <p>エ 略</p> <p>(8) 雨水浸透ます、雨水浸透管の配置計画にあたって配慮すべき事項</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>上記以外に法面の安定性が損なわれる区域。ただし、安定対策を行い、十分に安定であることが確認された場合には設置対象区域に含めることができる。</u></p> <p>エ <u>雨水浸透効果が期待できない区域</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(9) 略</p> <p>【その他】</p> <p>1～2 略</p>